

茅ヶ崎市住まづくりアクションプランの期末評価（短期）に向けて

令和6年3月に改定した「茅ヶ崎市住まづくりアクションプラン」は、令和8年3月に短期（2年以内）と定めた期間が終了します。

このことから、短期終了の時点において、「各施策が意図通りに進んでいるか」、「運用上の課題がないか」などを早期に確認し、残りの期間をより実効性の高いものとするため、短期期末における評価を実施します。

1. 評価の目的

本評価は、残りの期間をより実効性の高いものとするを目的とします。そのため、短期における進捗を単に確認するだけでなく、各施策の2年間の実績を分析し、必要に応じた軌道修正を図り、中期や長期（最終）で導入すべき適切な取り組みの足がかりを得られるよう、以下の3点の事項を実施します。

- 1) 進捗の可視化：計画に掲げた各施策が、着実に準備・試行・実施されているか。
- 2) 質的な評価：各施策が計画期間満了時に目標に達するような実効性の高い状態となっているか。
- 3) 次期取組への反映：評価結果を中期や長期（最終）に向けた政策改善や今後の取り組みに反映させる。

2. 評価の流れ及びスケジュール(案)

STEP① 事務局（市）による評価・一次分析（素案作成） [R8.4月～R8.9月]

↓ 各施策の実施状況を整理・分析し、期末（短期）評価の素案を作成

STEP② 市から委員会への諮問 [R8.10月]

↓ 期末（短期）に対する評価を委員会へ諮問

STEP③ 委員会にて素案確認 [令和8年第1回委員会：R8.10月]

↓ 期末（短期）評価の素案を確認し、意見を事務局へフィードバック

STEP④ 事務局（市）による評価・二次分析（案作成） [R8.11月～R9.2月]

↓ 委員会での意見を整理・分析し、反映させた期末（短期）評価の案を作成

STEP⑤ 委員会にて案確認 [令和8年第2回委員会：R9.3月]

↓ 期末（短期）評価の案の妥当性を確認し、評価内容を確定
協議の中で達成度を分析し、今後の委員会で議論すべき事項を可視化
令和9年度以降も協議・検討し展開を続けるべき重点施策を抽出

STEP⑥ 委員会から市に答申 [R9.3月]